

20歳から国民年金

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。
 国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障がいが残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなどに、あなたやあなたの家族を守ってくれます。ただし、加入の届け出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので、「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。(20歳前に就職して厚生年金等に加入中の人は、加入手続きは不要です)
 学生や収入が少なく保険料の納付が困難な人の場合は「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、市民課または各支所で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

被保険者の種類	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象	20歳以上60歳未満の 自営業の人、農林漁業 の人、学生など	会社員、公務員など	第2号被保険者に扶養されている配偶者
保険料	国民年金保険料 【定額】15,100円 (平成22年度)	厚生年金保険料率 16.058% (平成22年9月現在) 労使折半で保険料負担	被保険者本人は保険料負担を要しない。 配偶者の加入している年金の保険者が負担
国庫負担	基礎年金の国庫負担割合については、平成21年4月1日から、それまでの1/3から1/2へ引き上げられました。		

国民年金の給付は、3種類の基礎年金があります

老齢基礎年金

65歳から生涯受けられます

障害基礎年金

病気やケガで障がいの状態になった人が受けられます

遺族基礎年金

夫が亡くなったときに子どもがいる妻または子どもが受けられます

年金手帳は大切に保管しましょう

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。
 国民年金や厚生年金に加入すると基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などがこの番号で管理されます。年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

年金相談を開設します

香川県国民年金基金では、国民年金全般についての年金相談所を開設します。お気軽にご相談ください。

- 相談日** 1月27日(木) 市役所西館 第3会議室
28日(金) 詫間福祉センター 1階
- 時間** 午前10時～午後4時
- 相談員** 香川県国民年金基金職員
- 持参品** 年金手帳・預金通帳・通帳印(口座振替のため)
- 問い合わせ** 香川県国民年金基金 ☎0120-65-4192

問い合わせ 市民課 73-3005 善通寺年金事務所 0877-62-1660

所得税の確定申告は「**e-Tax**」を利用ください

「e-Tax」を「**e-Taxホームページ**」
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

最高5,000円の税額控除
 添付書類を省略可能
 還付金がスピーディー
 24時間いつでも利用可能

農家の皆さんへ

農業所得については、各自で通帳や帳簿、出荷先(農協・市場等)で調べた農産物ごとの収入金額、科目ごとの経費金額により、「收支内訳書」を作成し、申告相談に持参してください。昨年中に農業用機械を購入した場合はその領収書等も併せて持参してください。

農業用機械の経費(減価償却費)の計算は複雑なため、收支内訳書を完成させるのが困難な人は、分かる範囲まで記入して申告時に諸帳簿を持参してください。



平成22年分所得の申告相談が2月中旬から始まります

▼問い合わせ 税務課 73・3006

所得の額に関わらず、確定申告をしなければ所得・課税証明書は交付されません。また、所得のない人についても、国民健康保険税の減額制度が受けられないだけでなく、福祉医療教育・住宅・国民年金等の各種申請のときに支障をきたします。適正な申告をお願いします。

確定申告が必要な人

- 一般
- 農業・商業・工業・漁業など事業を営んでいる人
 - 公的年金、地代や家賃の収入、不動産や株式売却などの所得がある人
 - 生命保険や損害保険の満期・解約等で一時金を受け取った人など

給与と所得者

給与と所得者のほとんどが、年末調整で所得税の精算をしているので、確定申告をする必要はありません。ただし、次の人は確定申告をする必要があります。

確定申告により 税の還付を受けられる人

2力以上から給与を受けている人など

次の項目に該当する人などは、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付

される場合があります。

- 退職者で年末調整をしていない人、配当所得のある人、予定納税で所得税を納め過ぎの人
- 給与と所得者で雑損控除、医療費控除、寄付金控除等の所得控除を受ける人
- 初めて住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用を受ける人など
- 給与・公的年金所得者で確定申告をする人は、源泉徴収票が必要になります。各種の保険料払込証明書や領収書と合わせて、申告相談まで大切に保管してください。

申告に必要なもの

- 所得金額がわかるもの
- 給与・退職所得や公的年金等の源泉徴収票、報酬等の支払調書(原本)
- 収支内訳書
- 事業所得(営業、農業、不動産)のある人は、収支内訳書が必要です。

所得控除金額などがわかるもの

- 配当証明書、公的年金以外の年金の支払調書、保険満期・解約等の一時金の支払調書、不動産の譲り受けの対価の支払調書など、それぞれの所得に対応した証明書類も必要です。
- 生命保険料、損害保険料、個人年金保険料証明書、国民年金控除証明書
- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払証明書は税務課および各支所窓口で発行しています。
- 支払証明書は市の申告相談へ来られる場合は必要ありませんが、税務署で申告される人はこの証明書をお使いください。
- 医療費の領収書
- 医療費控除を申請される場合は、医療費の合計額をあらかじめ計算しておいてください。
- 住宅ローン控除関係書類
- 住宅ローン控除を申請される場合は、関係書類(売買契約書の写し・登記簿謄本または抄本・年末残高証明書・住

その他申告に必要なもの

- 民票などを持参してください。
- 身体障害者手帳等
- 障害者控除を申請される人は、申告の際に身体障害者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳等の提示が必要です。
- 要介護4もしくは要介護5の認定を受けている人は、介護保険および各支所窓口で発行される「認定証明書」を申告の際に提出していただくことで障害者控除を受けることができます。
- 所得税の還付を受ける人・納める人は必ず本人名義の振替先金融機関の口座が分かるものを持参してください。納める人については、通帳の届出印鑑も忘れずに持参してください。
- プライバシー保護の観点から、原則として申告に来られた人のみの相談となりますが、家族の代理申告をする場合は、その人の申告に必要な資料(源泉徴収票など)を持参してください。



▲素人でも職人並みの麺が作れます

今年、創業100周年を迎え、讃岐うどんを中心に麺の総合コンサルタントとして製麺機の開発・販売を手がけるさぬき製麺株式会社。
 これまで本場讃岐うどんの手打ち製法にこだわり、数多くの製麺機の開発を手がけ、特に「冷凍讃岐うどん」を大ヒットさせた全自動製麺設備の発明は、讃岐うどんの大量生産

を可能にしました。
 今回開発した製麺機は、昔から伝わる手打ち製法の「すかし打ち」という、打ち台に麺棒へ巻きつけた麺生地をたたきつけながら、薄く仕上げる技法を取り入れたものです。
 社長の岡原さんは「讃岐のうどん職人が何百年も伝えてきた伝統のすかし打ちを生かした機械で、本物の讃岐うどんをゆめたい。過去4度に渡る讃岐うどんブームもあり、うどんの市場規模は麺業界の中でも広がりをかせています。うどんの最先進地になるには、今ここで原点に還って讃岐うどんを見直してほしい」との強い思いで開発に取り組みました。また、平成15年からは県立丸亀高等技術学校から委託を受けた県内で唯一の公的うどん学校「さぬきうどん科」を開設しており、常に「本物」にこだわる岡原さんの取り組みは、今後も讃岐うどんブームを支えています。



▲スマイルさんが健康生活をサポートします

健康弁当宅配サービス事業を中心に、地域の高齢者の見守りや健康維持の推進を図る株式会社ケンタク。
 近年、急速な高齢化に伴い、市内でも高齢者の独り暮らしや高齢者だけの世帯が増えました。それにより、火を使って家事をすることの危険性や健康状態が悪く買いものにかけることができないなど、さま

ざまな「食生活不便」を感じる人が増加しています。
 そういった声に応えるために始めたのが、この健康弁当宅配サービス。旬の素材をふんだんに使った日替わりメニューは、毎日食べても飽きがない上に、管理栄養士がきちんとカロリー計算をしているので、栄養不足の心配もありません。
 弁当を配達するのは「スマイルさん」と呼ばれる弁当配スタッフ。スマイルさんは、弁当を届けるだけでなく、話し相手になったり、体の調子をつかたりして高齢者とコミュニケーションをとります。
 「これまで、病院や施設の給食等で培った治療食等のノウハウを生かして、健康でいられる弁当をお届けします。また、お客さまの声を聞きながら「食生活不便」だけでなくすべての「生活不便」の解消のお手伝いをしていきたいと考えています」と次の事業展開を模索しています。

すかし打ち製麺機で本物の讃岐うどんを
 さぬき製麺株式会社（高瀬町）

健康弁当宅配サービスで高齢者を見守る
 株式会社ケンタク（詫間町）

三豊市中小企業
 振興基金事業
 みとよの
がんばる
 中小企業



アライグマによる被害が広がっています！

Q1 アライグマってどんな動物なの？

北アメリカが原産地で、日本にペットとして持ち込まれたものが逃げ出したり、捨てられたりして野性化しました。体長は約40～60cm、体重は4～10kgで、5本の指を器用に使います。タヌキとよく似ていますが尾のしま模様で見分けがつかず。
 全国的に被害が拡大しており「生態系への影響」「人への危害」「農林水産業への被害」を及ぼすもの、または及ぼすおそれのあるものとして『特定外来生物』に指定されています。

Q2 なぜアライグマが問題なの？

雑食性で手が器用なため農作物（スイカ、トウモロコシ、桃、ブドウ、イチゴなど）を食べ荒らします。家屋に侵入し天井裏に棲みつくことがあります。騒音や糞尿により天井にしみができたり、悪臭を発生したり、天井が破られたりすることがあります。
 「狂犬病」「アライグマ回虫症」などの、媒介動物でもあり、人に感染するおそれのある感染症を持っている可能性があります。
 平均で3～6頭の子どもを産み、繁殖率が非常に高く爆発的に増える可能性があります。
 日本には天敵となる生物がないため、鳥の卵や両生類等を食べたりして、日本古来の生態系を壊します。

Q3 市内でアライグマによる被害はあるの？

農業被害、家屋進入被害の報告があり、平成22年度上期(4～9月)で48頭の捕獲をしています。



Q4 市のアライグマ対策は？

猟友会に駆除を依頼したり、捕獲檻の設置を行っています。
 アライグマの被害にあっている人に対して防除従事者養成講習会の開催を行っています。
 防除従事者を対象に捕獲檻の貸出しを行っています。
 農業被害がある場合は、購入する電気柵、捕獲檻(防除従事者)等に対して補助があります。
 補助金の対象要件があります。詳しくはお問い合わせください。

アライグマ防除従事者養成講習会を開催します

アライグマは鳥獣保護法により狩猟免許者、防除従事者講習会修了者でないと捕獲することができません。
 自衛のために下記防除従事者養成講習会にお申し込みください。受講料は無料です。

日 時	1月31日(月) 午後1時
場 所	高瀬町農村環境改善センター3階大ホール
定 員	50人(申し込み順)
内 容	防除従事者に必要な知識の取得
申し込み期限	1月21日(金)



申し込み・問い合わせ 農業振興課 73-3040